

令和元年度第1回

北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

日 時 令和元年7月25日(木) 午後7時～午後8時20分
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 1階 第1会議室
会議に招集された者 北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会委員
出席者 井中信一(会長)、永田洋子(職務代理)、山根収、淀瀬千賀子、
岡本恒之、石川悦子(欠席委員 無)
説明のための出席者 健康推進課長 吉岡正雄
健康推進課国保医療室 川本伸明
会議に付した事項 別添資料のとおり
議長 井中信一(会長)

会 議 の 要 旨

開 会	午後7時
会長あいさつ	本日の内容は、「平成30年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について」、それから「令和元年度の国保会計について」となっています。そのほかに保険税の調定状況等説明がありますので、よろしくお願ひします。
会議録署名人の選出	山根委員さんと永田委員さんでお願いします。 (事務局提案により、委員了承)
会長	4の内容に入ります。(1)「平成30年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について」の説明をお願いします。
事務局	資料に基づき説明 資料P3～P6 保険給付費が前年比1.8%の増額となり、国保税収入は前年比3%程度の増額でした。赤字繰り入れ無しで、65,637千円の繰り越しとなりました。
委員	国庫支出金のところですが、県が事業主体となった昨年度から、県が国とのやり取りを行うことは分かっていたので、年度当初から予算計上しないことは分かっていたのでは？ もう1点ですが、繰越金についてです。これは、そのまま残るのか、次年度の納付金に影響するのですか？

事務局 国庫支出金について、当初予算を計上する時点では、システム関係の補助金を国庫支出金として計上しました。
繰越金については、次年度の会計に繰越し、納付金の算定には影響しません。

委員 国庫支出金の件は、今の話だとこの名称ではないのでは？調整交付金はそのような内容ではないですから。

事務局 調整交付金の関係ではなく、国庫補助の関係で予算計上しておりました。

委員 繰越金については、財源的に余裕ができるということですね？

事務局 その通りです。

会長 関連して、30年度の繰越金はほぼ同額が返還金になっているが、今年度もそうになってしまうのでしょうか？

事務局 これまで翌年度で返還等の事務が必要でしたが、今後は県がその事務を行いますので、今年度以降は不要です。

委員 国保税の収入が予算額よりも多かったということですが、当初の予算は前年の所得を参考に計上するというのであれば、ほとんど変わらないのでは？何か特別なことがあるのですか？

事務局 本町の場合、農業所得の結果が大きく影響しているようです。後ほど説明いたしますが、今年度の状況は想定していたよりも減少する見込みです。

会長 一人当たりの医療費は、どんどん増えているのですね？ここ数年は落ち着いていたようですが、30年度にぐっと上がっている。何か特別な要因があったのですか？

事務局 本町に限らず、全国的な傾向です。被保険者数は減少していますが、高度な医療を受ける機会が増えていきますので、そのような医療を受ける方が多いと、どうしても増えていくことになります。

委員 実際に、遺伝子組み換えの薬などがあり、かなり高額なものがあります。

会長 他にはありませんか？無ければ「平成30年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について」の報告は、これで終わりたいと思います。続いて、(2)「令和元年度北栄町国民健康保険事業特別会計について」及び(3)

「平成30年度北栄町国民健康保険税の調定状況」と(4)「国民健康保険事業納付金について」についても併せて説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明 資料P7、8

予算区分等は昨年度とほぼ同様。6月補正の内容を説明。第三者行為による医療費の直接求償に伴う返還請求訴訟を弁護士に委託するための経費を計上。これから行われる9月補正の内容を説明。国保税の本査定に伴い、調定額が確定し、当初見込額を下回ることから国保税の減額が必要となった点、繰越金の処理について説明。

続けて、国保税の調定状況について説明。被保険者の所得が減少したことにより、前年度を下回る調定結果となった。当初予算を組む段階では、農業の状況も堅調であることを関係課から聞取っていたことから、前年度+ α で予算計上したこともあり、減額補正の必要が生じた。

納付金について、昨年度から始まり、今年度も計画通り納付できる見込であることを説明。

委員

納付金についてですが、30年度決算からすると、被保険者数が減っている中で国保税の収入は増え、医療費は少なかった。この結果からすれば、納付金が増えるのはおかしいのでは？

事務局

納付金は前年度中に決定することから、医療費等の見込み、各種交付金等に基づき、県全体の納付額が決定。その額について、医療費水準、所得状況等により市町村に按分される流れとなっており、今年度納付金は、医療費の増加が見込まれることから、どの市町村も増加しています。

委員

県全体の額がどうかということ、本町だけが増えているわけではないということですね。

委員

本町の被保険者は比較的若い方が多く、医療費の支出が少ない。また、収入が高い方も多いので、国保税の収入も高くなる。それなのに納付金が増えるのはどうも釈然としない。減ってもいいくらいだと思う。

委員

医療費の増加が見込まれているから、納付金も増えるということではないでしょうか？

事務局

そういうことになります。県が医療費の増加を見込んでいる通り、本町の保険給付費についても昨年度に比べ増やしております。

県には、本町の状況について伝え、今後の納付金の算定について何かしらの制度創設について検討していただくよう伝えるところです。ただ、本町の医療費も、いつまでも低いというわけにはいかないところですが。

委員 国保税が当初予算よりも減額となるということですが、被保険者数のことについて、先ほど説明があった人数と本算定時点の関係はどうなっていますか？

事務局 先ほどお伝えした6月末時点の人数と本算定時の人数に差があることは、算出の方法に違いがあることから生じております。

委員 調定結果によって、すぐに予算に反映させようとするのは良いことですね。年度末まで時間をかけるようなやり方は良くないですから。

事務局 その通りです。

委員 6月補正の内容を詳しく教えてください。

事務局 交通事故等の第三者行為によって被害者となった被保険者にかかる医療費（国保が負担した）を加害者に請求し、支払っていただくのですが、今回支払いに応じてもらえない事案が発生。通常よくあるケースは、任意保険に加入されていて、その保険から支払を受けて終了するのですが、このケースは任意保険に加入されていなかったことで、直接請求することになりました。この返還請求訴訟を弁護士に委託する経費を計上いたしました。

委員 訴訟になってしまうのですか？

事務局 時効の関係もあり、きちんと債権を確定させることが必要となりました。

委員 経費をかけるほどの医療費ですよね？

事務局 その通りです。約300万円です。後遺症が残るような事故であったようです。

委員 こういうことになるのは、ケースバイケースで判断ということですか？

事務局 その通りです。

委員 分かりました。

会長 他にございませんか？（なし）
内容については、以上です。続いて、「5 その他」について、事務局からありますでしょうか？

事務局

次回の運営に関する協議会の開催の時期ですが、国から納付金算定に係る係数が示されてから1月下旬に開催させていただく予定です。

会長

分かりました。
その他に委員のみなさまから何かございませんか？（特になし）
それでは、これで閉会といたします。どうも、ご苦労様でした。

閉会

午後8時20分

北栄町国民健康保険運営協議会

会 長

署名人

署名人